

第五節 間切制度から 方制度へ

薩藩直轄時代になって引き継がれた沖永良部島の行政区画は、琉球服属時代の制をそのまま踏襲したので、沖永良部島の行政区画名は、喜美留間切・大城間切・徳時

間切の三間切であった。

この三間切は、徳之島に初めて代官のおかれた元和二年（一六一六）から後の寛文八年（一六六八）の琉球國郷帳に記載されているので、確認されたのである。

ところが、それが安永元年（一七七二）―代官系図には明和九年壬辰と記されている―、沖永良部島で初めて「人躰手札改仰せ渡され、三間切共に弁財天において宗門帳相認候処の間切別人口調査の表」には、徳時間切は消滅して、久志検間切が出現している。

琉球國郷帳の報告から百四年という期間に、徳時間切が消え、久志検間切が現れているのであるが、そのことについての詳細な理由や経緯については今のところ分かっていない。このことについては第四章の間切制度でも述べたとおりである。

いずれにしても、この三間切は地理的に近接せず、分散し、相交錯して不便であるため、接続の位置を基にして安政四年（一八五七）間切制度を廃し、近接村をもとにして三方に改編し、与人・横目などの役所つまり与人役所も、おのおの方ごとに設けることにした。すなわち和泊方は、和泊・手々知名・喜美留・國頭・西原・出

花・畦布・根折・内城・大城・皆川・古里・玉城・和の十四カ村で、与人役所は和泊村においた。

東方は、余多・屋者・上平川・下平川・芦清良・黒貫・瀬利覚・知名・屋子母・大津勘・徳時の十一カ村で、与人役所は芦清良においた。

西方は、瀬名・永嶺・上城・下城・田皆・馬鹿・島尻・田舎平・後蘭・久志検・赤嶺の十一カ村で、与人役所は最初上城村においたが、明治五年台風による被害のため、上城村より田舎平村に移転した。

従来与人役所は、三間切の役所とも和泊村一カ所にあつたが、安政四年（一八五七）の区域改正と同時に、これまで和泊村一カ所においてあつた与人役所を各方ごとに分散させるようにしたものである。

それは代官や附役らの詰所であつた三飯屋を新築したので、その古い建物を三カ方の与人役所に充てることのできたからでもある。

この与人役所に勤める人々はすべて島の人で、島役人ともいつていたようであるが、そのうち、与人・横目・書役は藩庁で「家老」がこれを任命し、それ以下は代官が任免していたとのことである。

その島役人は次のとおりである。
与人、三人（各間切二方に一人）。知行十石。島中一切

の行政事務を執る。簀、黄鉢巻を許され、その子は空役として夫役を免ぜられた。

（注）元和九年（一六二二）までは与人の上役に大屋子（大親役）がいたが、元和九年に大屋子を廃し
与人役がこれに代わつた。

目指、三人（各方に一人）。俗に「オヨビジウ」といわれ、与人の指揮をうけて庶務を処理する。

筆子、三人。俗に「テイング」といわれ、主として倉庫を保管し、その出納をつかさどる。

掟、十八人。俗に「ウツチ」といわれ、村（字）の長にして村を代表し、村内を統べる。

功才、数十人。掟を補佐し村内の事務をつかさどる。

二十年勤続すれば一生の夫役を免ぜられる。

作見廻、二十九人。年貢糖の植付、施肥、収穫の監督をする。

居番、村（字）民輪番につとめる。村役所の小使に当たる。

右のほか、それ以前から設けられていた次の諸役が加

えられていた。

享保三年（一七一八）

横目役を設置し、与人を補佐させた。間切横目七人、

役料四石、与人を補佐し、庶務をつかさどる。

元文四年（一七三九）

津口横目三人、出入船舶の検査、砂糖密売の取り締まり、

り、外国船、他藩船の漂着などの取り締まりをする。

宝暦十二年（一七六二）

○田地横目六人。役料三石六斗。津口横目に兼務させ、

作見廻りをして耕作、収穫を督励する。

○山方横目三人。山林の保護、植林の奨励をする。宝

暦年間（一七五一〜六三年）におかれた。

○黍横目 人員不明。甘蔗栽培の強制、施肥の督励をし、砂糖の増産をはかる。

以上のほかに、代官所に出仕する書役四人、書役定助

四人、書役助二人、唐通事一人があつた。